

◎新潟県告示第834号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、中条都市計画区域を次のとおり変更する。

平成25年6月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画区域の名称

胎内都市計画区域

2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

新潟県胎内市

塩沢、東牧、下江端、黒川、切田及び蔵王の各全部

平木田字山下の一部

近江新字山下、字大藪、字土手下、字野添、字西浦、字橋本、字大道端及び字屋敷の各全部並びに字東浦の一部

下館字坪頭及び字大開の各全部並びに字山口、字黒俣及び字黒俣山の各一部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし